

商品概要説明書 【後見制度支援預金】

2019年4月1日現在

1. 商品名	・後見制度支援預金
2. 販売対象	・個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方。
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預金科目	・普通預金
5. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入。ただし、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・1円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・随時払戻しできます。ただし、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ①出金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…定額自動送金により、指定された間隔（例えば3か月毎）で指定金額を、定期的に後見制度支援預金から成年後見人または未成年後見人が、別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利（無利息型の場合は、金利はつきません。） ・毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。 ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
8. 税金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優はご利用はできません。） *2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。 ・無利息型の場合は、利息がつかないので税金はかかりません。
9. 手数料	・管理手数料はかかりません。 ・為替手数料について定期送金は無料、出金および解約時において当金庫宛および他行庫宛は通常の手数料がかかります。
10. 付加できる 特約事項	・指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの 「金利のご案内（円預金金利）」 をご覧ください。
12. 預金保険の 適用	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。 ・無利息型の場合は、預金保険制度により全額保護されます。

<p>13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>14. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本預金は、成年後見人、未成年後見人のみお取扱いができるものとし、選任、登記等がなされている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。 ・公共料金等の自動支払および、給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、I B・F B契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみのお取扱いとなります。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるATMでのご利用はできません（窓口でのお取扱いに限定されます。） ・現金でのお支払いはできません。（別管理口座への振替となります。）

川崎信用金庫